

告示

埼玉県告示第千四百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
児玉土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年十二月二十五日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	小柏儀一	埼玉県本庄市児玉町秋山千四百五十六番地一
同	山下武治	同 児玉町吉田林四百七十二番地四
同	井上誠一	同 児玉町蛭川八百三十六番地
同	眞尾春信	同 児玉町蛭川百九十七番地
同	久保田包房	同 百二十二番地
同	林秀信	同 児玉町上真下三百三十四番地五
同	新井富夫	同 四百四十二番地
同	新井弘	同 三百八十三番地一
同	田島精一	同 児玉町下真下六百九十番地十一
同	黒沢豊	同 八十六番地
同	岩上高男	同 児玉町吉田林九百六番地一
同	竹澤辰男	同 児玉町入浅見七百三番地
同	坂田守司	同 児玉町下浅見六百八十七番地一
同	蓮文夫	同 四百七十番地
同	小林誠	同 児玉町高関二十八番地一
同	高橋幸雄	同 今井千百八十八番地一
同	植竹宏文	同 四方田百七十九番地
同	荒井信	同 東富田二百九十一番地一
同	笠原政尚	同 西富田四百八十三番地
同	小林進	同 児玉郡上里町大字嘉美二百八十七番地三
監事	高橋正弘	同 本庄市児玉町蛭川百十番地一
同	田島威博	同 児玉町上真下百五十三番地
同	齊藤廣	同 児玉町下浅見三百二十八番地二

二 退任

職名 氏名 住所

